

女性活躍推進法 行動計画

女性教職員の活躍推進に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 2 課題 事務職員の管理職に占める割合が少ない。職員全体の女性の管理職は 40% 以上であるが、事務職員に限ると 29% である。
- 3 目標 事務職員の管理職に占める女性の割合を 40% とする。
- 4 取組内容
 1. 平成 28 年度～ 全教職員の女性の在職率 60% 以上を維持する。
 2. 平成 28 年度～ 再雇用を含め、女性の採用率 50% 以上を維持する。
 3. 平成 28 年度～ 仕事と子育てを両立できる環境整備をし、男女の平均継続勤務年数の差異 80% 以上を維持する。
 4. 平成 28 年度 改組により事務の効率化を図り、個人残業時間の削減を目指す。
 5. 平成 28 年度～ 半期ごとに面談において意識調査、意見徴収を行う。
 6. 平成 29 年度～ 管理職候補者の研修を行う。

以上